

2026 年度愛知県食の安全・安心推進協議会

2026 年 8 月 5 日（水）

午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

1 開 会

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

ただ今から、2026 年度愛知県食の安全・安心推進協議会を開催させていただきます。当協議会は、愛知県食の安全・安心推進本部設置要領において設置が定められております。会議の開催にあたり、愛知県食の安全・安心推進本部本部員であります愛知県保健医療局長谷川局長から挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

○ 長谷川保健医療局長

保健医療局長の長谷川でございます。本日は大変お忙しいところ、またお暑いところ、こちらの会場まで御参集いただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、7 月 28 日に発生いたしました令和 8 年熊本地震によりお亡くなりになりました皆様に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、開会の挨拶をさせていただきます。本日、委員の皆様方には、このようにお集まりいただきまして、また、日頃から本県の食品安全行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことをお礼申し上げます。

さて、当協議会は、2003 年に愛知県における食の安全対策について、県民各界の意見、提言を受けて策定に反映させ、効果的かつ円滑に施策を推進するために設置された会議でございます。委員の皆様には、本県の食の安全・安心に関する取組に対して、御意見、御提言を賜り、本協議会をより効果的なものとしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では、あいち食の安全・安心推進アクションプランに基づき策定しました 2025 年度計画の進捗状況等について御説明させていただき、御意見を賜ることとしております。また、併せて、今年改正のありました食物アレルギーの表示につきまして、御説明させていただく予定としております。

なお、いよいよ第 20 回アジア競技大会の開催まで 50 日を切っております。10 月には第 5 回アジアパラ競技大会が近づいてまいりました。国内外から多くの方々をお迎えする中で、本県といたしましても、食の安全・安心の確保は重要な責務であると考えております。

引き続き関係部局が一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

それでは、会議に先立ちまして、愛知県食の安全・安心推進協議会の委員の皆様方を御紹介させていただくところでございますが、時間の都合上、お配りしております「推進協議会委員名簿」により紹介に代

えさせていただきます。また、愛知県地域婦人団体連絡協議会書記 倉元須麻子様、愛知県青果物卸売市場協会副会長 高橋伸育様、一般社団法人愛知県食品衛生協会会長 則竹伸也様におかれましては、本日、御都合により欠席されております。

次に、愛知県食の安全・安心推進本部幹事会を構成する各幹事を紹介させていただくところですが、時間の都合上、お配りしております「推進本部幹事会名簿」により紹介に代えさせていただきます。

3 議 題

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

では、議題に移りたいと思います。廣井会長から御挨拶をいただきまして、議事の取り回しをお願いします。それでは廣井会長、よろしくお願いいたします。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

かしこまりました。2026 年、会議開催にあたり、一言挨拶を申し上げます。

昨年度から、この愛知県食の安全・安心推進協議会の会長を務めさせていただいております、至学館大学健康科学部栄養科学科の廣井です。よろしくお願いいたします。

食の安全は、県民の皆様にとって、安心して暮らしていく上で非常に重要な課題であることは言うまでもありません。食品関係事業者の方、消費者、そして行政が適切に情報交換を行いながら協働し、正しい知識が普及されることによって、県民の皆様の食の安全・安心が確保されると考えております。愛知県におきましては、本日議題になっておりますアクションプランに位置づけられた施策を今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

食の安全・安心行政に関する事業は非常に様々で、また課題に対して日々改正が行われております。今年度、2026 年度 4 月には食物アレルギー表示において品目の変更がありました。また、7 月には生食用の鶏肉の衛生ガイドラインが作成されるというようなニュースもありました。これに関しては、まだ何も決まっておらず、これからだと思われますが、この食物アレルギー表示に関しては、本日御報告していただけるということですので、貴重な情報交換の場になるかと思います。

本協議会といたしましては、食の安全・安心に関する状況の変化に対応しながら、また、今後しっかりと見据えたアクションプランとなりますよう、委員の皆様方の協力を得まして、建設的な御意見・御提言をしていただきたいと考えておりますので、どうか活発な審議をよろしくお願いいたします。

それでは、始めに議題「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」の 2025 年度計画の進捗状況について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

資料 3-1 及び 3-2 に基づき説明。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

御説明ありがとうございました。この報告に対して、事務局から事前に委員の皆様へ御意見、御質問を募っていましたが、何かありましたでしょうか。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

昨年度と同様に、今年度も委員の皆様に事前に報告資料をお送りし、御意見、御質問を募りましたところ、明壁委員から御意見が2点、則竹委員から御意見が2点ございました。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ではまず、明壁委員から御意見2点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○ 明壁委員（愛知県農業協同組合中央会常務理事）

農協中央会の明壁でございます。私からは、意見ということでございます。まず1点目は、アクション1「環境と安全に配慮した農業の推進」についてと、これに関連してアクション5の農薬の適正使用についてでございます。GAP手法に取り組む農業者の割合については、実績が80%で、評価がAということで報告をお伺いしましたが、私ども生産者団体としては、100%に近づけていくことが大事だと考えているところです。県下JAグループも含めて取組を推進しているところでございますが、これは意見として、引き続き県の普及指導員さんとの連携が重要と考えております。現在、私どもJAの職員の研修にて県職員と交流をさせていただいており、そういった機会をいただいているところでありますが、引き続き連携をしていただきたいというお願いでございます。もう一点は、アクション5の農薬の適正使用ということでございますが、これについても愛知県さんから補助金もいただきながらしっかり取り組んでいただいているということですが、これについても私どもとして引き続き連携をお願いしたいというところです。

それから2点目は、先ほどの報告資料3ページ、アクション17のところでございます。地産地消の関係職域の推進と、アクション18「学校における食の指導の充実」については、評価Cということであります。まず、アクション17につきましては、2026年の5月に食育基本法が改正され、学校等で食育の強化が打ち出されているところでございます。また、農林漁業教育も追加されたところでございます。私ども生産者団体としましても、農業者の現状や農業が魅力ある職業であるということを理解してもらうというのは、非常に重要であると思っているところです。子どもたちが将来の職業の選択肢に農業を思い浮かべたり、そういったことをイメージできるように、栽培から販売まで一貫して学習できる体験講座等、食の教育の一層の推進を図る取組をぜひお願いしたい、ということでございます。それからアクション18のところでは、ボランティアの担い手については、農作業等ですと、農業者の方も農作業スケジュールがあり、受け入れに負担があるということですので、ボランティア以外の食の担い手についても少し考えていただけるとありがたいなというところでございます。少し雑駁な説明ですが以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

明壁委員、ありがとうございました。では、この御意見に対して事務局から説明をお願いいたします。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

御意見については、業務を所管しております農業経営課、食育消費流通課及び保健体育課からコメントをいただきたいと思います。まず、農業経営課からお願いいたします。

○ 中山担当課長（農業経営課）

農業経営課でございます。最初に御質問いただきました、GAP 手法と農薬の適正使用に関する連携の強化というところでございますが、GAP の取組について、ちょうど今年度から、生産者側でいろんな取組をする際のチェックリストのようなものを、これまで県と JA それぞれで今までやってきたものを一本化することによって、効率的に進めていこうという取組を始めているところでございます。そうしたものを現場で生産者の方に指導するにあたって、効率的に一体的に進めていけるように、講習会等も一緒になってやっていけるような形で取組を進めているところでございますので、引き続き、こうした取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

農薬の適正使用に関しても、様々な機会を通して生産者の方に指導あるいは啓発等を行ってきているところでございますが、こちらについても JA さんと一緒になってやっていけるよう、今後も連携を強化図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

続きまして、食育消費流通課からお願いいたします。

○ 丸山課長（食育消費流通課）

食育消費流通課でございます。私の方からは、ボランティア以外の食育の担い手というところについて、お答えさせていただければと思います。

まず、この食育ボランティアとは何なのかというところですが、個人やグループ等、県内各地で食育推進活動を自主的に行っている方のことで、県が募集して登録を行っているところです。確かに、アクション 17 の目標である「食育推進ボランティアから食育を学んだ人数」については、残念ながら目標達成しておりませんでした。この背景には、新型コロナウイルスの影響があり、なかなかボランティア活動ができなかったということもございます。

ただ一方で、現在は数字が上がってきており、今後、目標の達成に向けてやっていけるのではないかと考えています。また、子どもは「あいち食育いきいきプラン」というものを作っておりますが、その中には、県民の皆様が主体的に食育を実践できるように、県やボランティアだけではなく、食を取り巻く様々な関係団体、こうした方々も食育の担い手として食育推進活動を行うというように定めております。

こうした中で、企業や関係団体が、例えば、農業体験の実施等に取り組むことは、食品の生産工程の中で、食の安全性や農林水産業の理解醸成につながる大変有効な手段であると思っておりますので、今後こうした取組と連携しながら進めていくことができればなというように考えております。以上です。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

最後に、保健体育課からお願いいたします。

○ 浅野課長補佐（保健体育課）

保健体育課の方から御回答させていただきます。明壁委員から御意見がありました食農教育の一層の推進についてであります。委員からの御意見のとおり、今年の食育基本法の改正によりまして、食農教育

が重要ということで加わりましたので、子どもたちが農業や食に対する理解を深めて、そういう機会を作ることは大変重要であると考えておりますので、委員からいただいたご意見につきまして、今後の食育、食農教育に関する取組をしていく上での参考とさせていただきたいと思います。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございました。今のコメントを受けて、明壁委員の方から何か追加でありますでしょうか。

○ 明壁委員（愛知県農業協同組合中央会常務理事）

御回答いただきましたので、引き続き連携をよろしくお願いします。ありがとうございます。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございます。では、則武委員からの御意見なのですが、本日は欠席をされておりますので、事務局の方から代読と、それからコメントをお願いしたいと思います。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

則武委員の御意見を代読させていただきます。

今年度4月に改訂された2026年版アクションプランに係る行動計画「視点1 生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制の推進」、「(2) 食品加工施設などにおける自主管理の推進」アクション7「食品事業者等の自主管理の推進」の目標として「食品営業施設への一般監視の食品衛生指導票による採点の平均80点以上」と掲げられたが、この目標は、「視点2 食の安全のための効率的かつ効果的な監視・検査等の実施」「(1) 食品の監視・検査の確実な実施」アクション10「食品営業施設に対する監視指導」の目標又は事業の内容とするのが妥当と考えるのがいかかがか。これが1点目です。

2点目、当協会は、昭和22年の食品衛生法制定時の目的達成のため、その法律の趣旨に呼応し、食品関係事業者が中心となり行政との協力のもと「自主衛生管理の推進」を目的とし設立され、今日も地域の食品関係業者の衛生水準の維持向上等を掲げて活動している。アクション7「食品事業者等の自主管理の推進」の目標として掲げるなら、「責任者実務講習会の受講率」を事業目標に掲げるか、法改正で制度化された「HACCPに沿った衛生管理」の取組状況○○施設、とされてはいかがかがか、という御意見をいただいております。

改訂後のアクションに対する御意見ですが、まず1つ目、アクション7につきましては、食品事業者等の自主管理の推進とする事業の成果や効果等を反映するアウトカム指標、最終成果を目標として設定することが適切であると考え、監視票による採点結果を目標とさせていただいています。アクション10についても、同様の考え方で食中毒の発生件数を目標として設定しております。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。以上になります。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございました。では、事前に募った御意見に関しては、この3点ということですが、このほかに、2025年度あいち食の安全安心推進アクションプランの進捗状況について、御意見や御質問等がございましたら、この場でお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

1つだけ、私の方から質問させていただきたいと思います。計画どおりに事業が進捗しなかった3つのアクションは8、17、18ということでしたが、17、18に関しては明壁委員の方から御意見をいただきました。残りのアクション8に関して、事業通りに行かなかった理由に関しては御説明があったと思いますが、もし今後の展望がありましたらお伺いしたいと思います。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

アクション8につきまして、食品安全広域機動班とは、主に大規模製造施設や大量調理施設を対象に監視指導を行っている班になります。施設の規模によっては、午前中に施設のウォークスルー、施設の監視、午後に記録の確認をするというような流れとなり、監視に時間を要しております。また、管轄する範囲が尾張と三河の2班体制となっているため、移動に時間を要しています。今後、監視にかかる時間を劇的に短縮するのは難しいと考えておりますので、必要に応じて監視目標の数自体を現状の制度に合わせて調整する必要があると考えており、2026年度の行動計画では、目標設定の見直しを行っております。以上になります。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございました。他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

では、意見等も出尽くしたようですので、この議題、「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」の2025年度進捗状況等について、以上とさせていただきます。

4 報 告

○ 廣井会長（至学館大学教授）

では、次第3の報告事項に移りたいと思います。

食物アレルギー表示について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

資料4に基づき説明。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございました。これに関して、何か御質問等はございますでしょうか。

○ 高橋委員（公募委員）

カシューナッツが特定原材料に準ずるものから特定原材料に移行し、ピスタチオが特定原材料に準ずるものに追加されたことについて、私はピスタチオが大好きなものですから気になって聞かせていただくのですが、症例数及び症例数に占める割合が増加しているとのことですが、増加した要因は、何か食生活の変化が原因なのでしょうか。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

表示部会の資料等につきましても、具体的な原因について言及はされていないのですが、例えば、ピス

タチオについては、3年ごとに行われている全国実態調査で、平成24年、27年までは上位20位に全く入っていませんでしたが、令和3年に20位に入り、令和6年には14位までというように、非常に急にピスタチオもカシューナッツも増えているところです。憶測ではありますが、おそらく消費量として全体的に上がっているというのが大きな要因であるとは考えております。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

ありがとうございます。他に何か質問等はございますでしょうか。

この表示に関しては容器包装に表示するという規定になっていると思われませんが、外食系、飲食店の場合って結構大変かなと思うんですけれども、やはりアレルギーのある方にとっては命に関わるような話になるので、その辺もしっかりと御指導いただければと思います。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

消費者庁の方からも、中食や外食向けのリーフレット等も作成されておりまして、こちらの方にも届いておりますし、ホームページ等にも出ておりますので、そのあたりも機会を捉えて、業者等に周知をしたいと考えております。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

他に何か質問等はございますでしょうか。

では、質問も出尽くしたようですので、次に移らせていただき、「その他」の項目に入りたいと思います。

5 そ の 他

○ 廣井会長（至学館大学教授）

事務局の方から、何かその他に該当するものはありますでしょうか。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

事務局から2点ほど連絡をさせていただきます。

1つ目、アクションプランの改訂についてです。あいち食の安全・安心推進アクションプランにつきましては、2003年9月の策定以降、計4回改訂を行っております。今年度4月、愛知県が策定するその他の計画等との整理・統合を図るとともに、これまでの課題等に対応するため、アクションプランの5回目の改訂を行いました。改訂に際しましては、愛知県食の安全・安心推協議会委員の皆様をはじめ、愛知県推進本部幹事会幹事に対する意見募集、パブリック・コメント制度による県民への意見募集を行い、改訂の参考とさせていただきました。今年度の協議会の議題は、改訂前のアクションプランに係る行動計画となりましたが、来年度以降は改訂後のアクションプランに係る計画の進捗が議題となる予定になっております。

2点目ですが、委員の改選についてです。本日お配りしている「資料2 愛知県食の安全・安心推進協議会設置要綱要領」にも記載がありますとおり、本協議会の委員の任期は2年と規定しております。現在の委員の皆様は令和9年2月28日までとなっておりますので、本年度は改選の年度となります。

で、御承知おきください。改選の詳細につきましては、今年度の冬頃に改めて御連絡いたします。以上です。

○ 廣井会長（至学館大学教授）

御説明ありがとうございました。これに対して、ご質問等ございますでしょうか。

特に質問もないようですので、以上をもちまして、用意した議題、報告事項を終了いたしましたので、本日の議事を終了したいと思います。

6 閉 会

○ 廣井会長（至学館大学教授）

最後に協議会会長としてお礼と、それからお願いを申し上げます。

協議会委員各位、皆様におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中、協議会に御出席いただきまして、また数々の有益な御意見、提言をいただきましたことを深く厚く御礼申し上げます。また、県におきましては、本日、各委員から出された意見、提言等を踏まえて、適宜、今後の取組に反映していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、引き続きアクションプランに沿って取組、実行に努めていただいて、食の安全の確保を図っていただくとともに、県が様々な取組を展開しているということを県民の皆様幅広く周知して、安心につなげていただきたいと思っております。それでは、進行の方を事務局にお返ししたいと思います。

○ 宮澤課長補佐（生活衛生課）

廣井会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、今後とも県の食の安全・安心推進事業に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、本日の会議の内容につきましては、事務局が作成したものを事前に発言者の方に御確認いただき、県のホームページ上で公開することとしておりますので、事務局から連絡があった場合には御協力をお願いいたします。

では、これをもちまして、2026年度愛知県食の安全・安心推進協議会を終了させていただきます。なお、今後も暑い日が続くと予想されております。食品衛生とともに熱中症にも十分に注意してお過ごしいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。